

○長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則

平成18年2月13日規則第57号

改正

平成20年3月31日規則第15号

平成25年10月1日規則第57号

平成29年3月31日規則第37号

令和7年11月1日規則第72号

長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）第22条に規定する長浜市環境審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営について、必要な事項を定めます。

(組織)

第2条 審議会は、常任の委員20人以内で組織します。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとします。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。

(専門委員)

第4条 特別の事項について調査審議させるため必要があるときは、第2条の規定にかかわらず、臨時に審議会に専門委員を置くことができます。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。

3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとします。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理します。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。

2 会長は、会議の議長となります。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(小委員会)

第7条 審議会は、専門的に審議する必要があると認める事項が生じたときは、審議会に小委員会を設けることができます。

- 2 小委員会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織します。
- 3 第5条及び前条の規定は、小委員会の会議について準用します。この場合において、同条中「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「小委員会に属する委員」と読み替えるものとします。

(関係者の出席)

第8条 審議会又は小委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部環境保全課において処理します。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成18年2月13日から施行します。

附 則 (平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第37号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月1日規則第72号)

この規則は、令和7年11月1日から施行する。